

地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所
令和 7 事業年度の業務実績に関する評価結果
(素案)

令和 8 年 7 月
大阪府
大阪市

目 次

1	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方	3 ページ
2	大項目評価	
2-1	「試験検査機能の充実」に関する大項目評価	5 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-2	「調査研究機能の充実」に関する大項目評価	7 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-3	「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価	9 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-4	「地方衛生研究所の広域連携 及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価	11 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-5	「業務運営の改善」に関する大項目評価	14 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-6	「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価	16 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
3	全体評価	18 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方

1 趣旨

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- （1）評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の試験検査、調査研究力等の向上に資することとする。
- （2）大阪府、大阪市の地域保健対策及び公衆衛生の向上を技術的側面から支援する「地方衛生研究所」としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- （3）府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取り組み状況等を分かりやすく示すこととする。
- （4）評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- （1）評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく小項目、大項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく大項目で行う。
- （2）「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- （3）「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- （4）なお、「項目別評価」、「全体評価」とともに、研究内容の評価に関しては法人の評価方法に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、（1）法人による自己評価、（2）知事による小項目評価、（3）知事による大項目評価の手順で行う。

（1）法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成30年4月1日施行）に定める事項を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している
（客観的に高く評価された成果があった場合）
 - Ⅳ…年度計画を上回って実施している
 - Ⅲ…年度計画を順調に実施している
 - Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない
 - Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組みや遅れている取組みの理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び府市研究所の統合・法人化後の取組み等を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

事業年度評価			中期目標期間（見込）評価
S	特筆すべき進捗状況	知事が特に認める場合	特筆すべき達成状況
A	計画どおり	すべての項目がⅢ～Ⅴの場合	目標どおり達成
B	おおむね計画どおり	計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組み状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合	おおむね目標どおり達成
C	計画を十分に実施できていない	計画の未達成項目があり、法人の取組み状況が不十分である場合	目標を十分には達成できていない
D	重大な改善事項あり	計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等	法人の組織、業務等に見直しが必要

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、統合・法人化を契機とした改革の取組み（法人運営における自律性・機動性の発揮等）を積極的に評価することとする。

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、知事に提出する。
【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、大阪市長（以下「市長」という。）と協議の上、評価（案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、市長と協議の上、評価を決定する。【9月】

2 大項目評価

2-1 「試験検査機能の充実」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
（１）感染症に関する 法令に基づく試験検査 など	—	—	★	—	—
（２）信頼性確保・保 証業務の実施	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。（ ）は小項目評価の番号

（１）感染症に関する法令に基づく試験検査など【Ⅲ】

- ・感染症法施行規則の改正に伴い、令和 7 年度から新たに開始された急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスを滞りなく実施した。
- ・新型コロナウイルス陽性の 85 検体について、次世代シーケンサーを用いた全ゲノム配列解析の結果を大阪府や大阪市等に還元した。
- ・万博期間中は、感染症媒介蚊サーベイランスにより会場周辺を含む大阪市内 15 地点における蚊媒介性ウイルスが全て陰性であることを確認するとともに、大阪市からの依頼により、万博における食品衛生検査を実施し、安全な万博の開催に寄与した。
- ・令和 7 年 6 月に規格基準が設定されたミネラルウォーター中の PFOS 及び PFOA について、大阪府及び大阪市からの依頼に基づき検査法の検討を開始するとともに、令和 8 年 4 月の水道水質基準項目への格上げに伴い、試験法を告示法に準拠させ、そ

の妥当性評価を実施するなど、検査体制の整備を行った。

- ・令和7年度から建築物衛生法に規定された特定建築物の冷却塔水中のレジオネラ属菌検査を開始した。

(2) 信頼性確保・保証業務の実施【Ⅲ】

- ・信頼性確保部門が各試験検査部門の内部精度管理記録の点検や内部監査等を実施するとともに、外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得るなど、検査の信頼性確保に着実に取り組んだ。
- ・外部機関が実施する研修に検査部門職員を派遣し、最新の検査技術や知見を習得することで、人材強化につなげた。
- ・所内向けのニュースレターの発行を通じて、信頼性確保にかかる情報の共有化や職員の知識向上に努めた。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- ・国の規則改正に伴い、急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスを円滑に実施するとともに、国の規格基準が設定されたミネラルウォーター中のPFOS及びPFOAについて検査法の検討を開始するなど、検査体制の整備を行った。
- ・信頼性確保部門が各試験検査部門の内部精度管理記録の点検や内部監査等を実施するとともに、外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得るなど、検査の信頼性確保に着実に取り組んだ。
- ・引き続き、試験検査に係る機能の充実や信頼性確保・保証に努められたい。

2-2 「調査研究機能の充実」に関する大項目評価

〔1〕評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

＜小項目評価の集計結果＞

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V 計画を大幅に 上回って実施 している	IV 計画を上回っ て実施してい る	Ⅲ 計画を順調に 実施している	Ⅱ 計画を十分に 実施できてい ない	I 計画を大幅に 下回っている
（3）調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価	—	—	★	—	—
（4）共同研究の推進と調査研究資金の確保	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。（ ）は小項目評価の番号

（3）調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価【Ⅲ】

- ・重点研究課題として選出した「侵襲性黄色ブドウ球菌感染症における分離株のロイコシジン保有状況と病原性解析」を始めとする研究を推進し、外部有識者による調査研究評価において、対象課題の総合評価は平均 3.66（5段階評価）の評価を得た。
- ・研究の論文発表・著書等による成果発表数は 81 件となり、数値目標の【76 件】を上回った。

（4）共同研究の推進と調査研究資金の確保【Ⅲ】

- ・科学研究費申請促進事業及び若手研究員スタートアップ支援事業を実施し、外部資金獲得に向けた研究支援に取り組んだ結果、外部資金への応募件数は 74 件となり、数値目標の【40 件】を大きく上回った。
- ・令和 7 年度の科研費においては、全国の地衛研で最も多い 36 件（新規 16 件、継続 20 件）の採択を受けるなど、外部研究費の確保に努めた。（出典：独立行政法人日本学術振興会「研究者が所属する研究機関別採択件数配分一覧」（令和 7 年度））

- ・学術分野や産業界との受託・共同研究の実績を積み重ねた。(受託研究9件、共同研究27件)

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- ・研究成果発表、論文発表は数値目標を上回り、調査研究評価について外部有識者からも評価を得ており、調査研究機能の充実に向けた取組を着実に実施した。
- ・外部資金獲得に向けた研究支援に取り組むとともに、外部資金への応募件数は数値目標を大きく上回り、令和7年度の科研費においては、全国の地衛研で最も多い採択を受けた。
- ・学術分野や産業界（国・自治体、企業、大学等）との受託・共同研究の実績を積み重ねた。
- ・引き続き、組織的な支援体制のもと調査研究の推進や外部研究資金の獲得に向けた取組を推進されたい。

2-3 「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価

〔1〕評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

＜小項目評価の集計結果＞

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
（５）感染症情報の収集・解析・提供業務の充実	—	—	★	—	—
（６）研修指導体制の強化	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。（ ）は小項目評価の番号

（５）感染症情報の収集・解析・提供業務の充実【Ⅲ】

- ・感染症情報センターにおいて、関係機関と連携し、府内外の感染症情報を共有した上で、週報に併せて府内の流行状況を反映したトピックスを発信した。
- ・大阪・万博においては、大阪府、大阪市及び国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を行い、週報等を通じて関係機関（万博協会・保健所等）へ情報提供するなど、感染症対策の強化を図った。
- ・大阪府と結核や呼吸器感染症に関する講演会の共催や「大安研公開講座」の開催など感染症等の予防啓発に取り組んだ。

（６）研修指導体制の強化【Ⅲ】

- ・府内関係職員に対する技術研修を 27 回実施し、数値目標の【12 回】を上回った。
- ・受講者アンケート等の結果を踏まえ、研修内容や所要時間を見直し、実施方法の改善に努め

た。

- ・公衆衛生関係者や大学生 257 人を対象に研修を実施し、数値目標の【200 人】を上回った。さらに、実習室を活用した技術研修を行った。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- ・感染症情報の収集・解析・提供に関しては、感染症情報センターにおいて、関係機関と連携し、府内外の感染症情報を共有した上で、週報に併せて府内の流行状況を反映したトピックスを発信しており、適時適切な情報提供に取り組んだ。
- ・大阪・関西万博においては、関係機関と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営するとともに、感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価結果について関係機関へ情報提供するなど、感染症対策の強化を図り、安全な万博の開催に寄与した点を評価する。
- ・引き続き、迅速な感染症情報の収集・解析とともに、公衆衛生に係る重要な情報を行政機関や府民を含む幅広い対象に対して、より広く適時・適切に届くよう、ホームページをはじめ様々な媒体を活用したさらなる情報発信に努められたい。また、報道機関に対しても積極的な情報発信に努められたい。
- ・府内関係職員に対する技術研修及び公衆衛生関係者や大学生に対する研修について、数値目標を上回った。引き続き、これら研修や府内公衆衛生関係者間の連携強化を通じ、公衆衛生等人材の充実に貢献されたい。

2-4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価

〔1〕評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

＜小項目評価の集計結果＞

4項目すべてが小項目評価のⅢ、Ⅳ又はⅤに該当するため、A評価に該当する。

分野	V 計画を大幅に 上回って実施 している	Ⅳ 計画を上回っ て実施してい る	Ⅲ 計画を順調に 実施している	Ⅱ 計画を十分に 実施できてい ない	I 計画を大幅に 下回っている
（7）全国ネットワーク 及び国立研究機関との 連携など	—	—	★	—	—
（8）健康危機事象発生 時等における研究所の 果たすべき役割など	★	—	—	—	—
（9）疫学解析研究への 取組み	—	—	★	—	—
（10）学術分野及び産 業界との連携	—	★	—	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。（ ）は小項目評価の番号

（7）全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など【Ⅲ】

- ・国立感染症研究所（F E T P大阪拠点を含む）と連携を図り、府内保健所における疫学調査等の活動を支援したほか、中核市保健所等からの依頼を受け、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について 2,750 件の検査に対応した。
- ・近畿支部疫学情報部会において健康危機事象を想定した模擬訓練を主催し、その結果を近畿ブロックの地方衛生研究所と共有した。
- ・衛生微生物協議会における近畿のレファレンスセンターとして 16 種中 11 種の微生物を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼（検査法の問い合わせ等）に対応した。

(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など【Ⅴ】

- ・大阪府、大阪市及び国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営し、感染拡大や重症発生等のリスク評価結果を関係機関へフィードバックするとともに、ホームページを通じて一般市民等へ情報発信を行うなど、会期中、国内外から多くの来訪者があった府内の感染症対策の強化を図った。
- ・万博開催時には、会場内におけるレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から2025 年日本国際博覧会協会に対して適切な検査法や水質改善方策について助言するとともに、会場内の修景水等を対象としたレジオネラ属菌検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。
- ・下水サーベイランスにより各種病原体の検出及び変動をモニタリングし、その成果を国内外へ発信した。
- ・万博閉幕後には、会場衛生基本方針策定への貢献等が高く評価され、理事長を含む3名及び大阪・関西万博感染症情報解析センターが2025 年日本国際博覧会協会から表彰（感謝状）を受けた。
- ・万博の強化サーベイランスをレガシーとして、大阪府内感染症情報連絡会を立ち上げ、府内の感染症発生動向等の情報を関係者と共有

(9) 疫学解析研究への取組み【Ⅲ】

- ・循環器疾患予防対策事業において、解析技術を有する研究員を雇用し、人員体制を強化するとともに、月次会議の開催等により大阪府と業務の進捗状況を共有した。また、効果的な市町村支援につなげるため、法人内で説明資料をブラッシュアップする体制を整備した。
- ・八尾市との協定に基づき生活習慣病に関する共同研究事業を実施したほか、ポストコロナにおけるRSウイルス感染症の発生動向及び流行動態の解析を行った。
- ・東成区医師会主催の健康展に出展し、循環器疾患やフレイル予防等の生活習慣病に関する啓発を行った。

(10) 学術分野及び産業界との連携【Ⅳ】

- ・感染症に関する研究、教育及び危機管理における連携・協力の発展等を目的として、大阪大学感染症総合教育研究拠点（C i D E R）と包括的連携協力協定を締結した。さらに、感染症危機事象時に府内の感染症拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の5者間で「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結するなど、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだ。
- ・大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との連携大学院を継続して開設し、医学系研究科の大学院生2名を受け入れるなど、人材育成に取り組んだ。
- ・日本食品微生物学会、日本食品衛生学会等の学会等に委員や評議員、理事等を研究員

が務めるとともに、行政又は医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談等に対応した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 国立感染症研究所（F E T P大阪拠点を含む）と連携を図り、府内保健所における疫学調査等の活動を支援したほか、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について2,750件の検査に対応するなど、中核市保健所等からの依頼にも応えた。
- 大阪・関西万博において、会場内のレジオネラ属菌検出事案に際し、2025年日本国際博覧会協会への助言や検査を実施し、早期の事業再開に貢献するとともに、下水サーベイランスにより各種病原体の検出及び変動のモニタリングに努めた。加えて、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営するとともに、ホームページを通じて一般市民等へ情報発信を行うなど、会期中、府内の感染症対策の強化を図った点を含めて特に評価する。
- 循環器疾患予防対策事業において、人員体制を強化するとともに、大阪府と業務の進捗状況の共有を図った。引き続き、NDBデータの解析事業を進めるとともに、体制強化と改善に努められたい。
- 感染症に関する研究、教育及び危機管理における連携等を目的として、C i D E Rと包括的連携協力協定を締結した。さらに、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、令和8年3月に関係機関5者間で協定を締結し、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだ点を評価する。
- 引き続き、広域連携を進め、感染症対策の強化をはじめとした健康危機事象への取組を推進されたい。

2-5 「業務運営の改善」に関する大項目評価

〔1〕評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

＜小項目評価の集計結果＞

2項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
（11）業務運営の改善	—	★	—	—	—
（12）職員の能力向上 に向けた取組	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。（ ）は小項目評価の番号

（11）業務運営の改善（組織体制の強化）【Ⅳ】

- ・組織マネジメントにおいては、役員及び各部長による協議の場を適宜設けるとともに、地方衛生研究所の基本的役割の重要性や大阪府市の地方独立行政法人として求められる新たな機能強化に関して、理事長が全職員、幹部職員に対して、継続的に直接伝える事により、リーダーシップを発揮した。
- ・令和7年4月に健康危機管理監を設置し、健康危機管理に関する対策が効果的に推進されるよう業務執行体制を再編するとともに、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の5者間で「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結するなど、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだ。
- ・先進的サーベイランス研究推進事業費補助金及び繰越積立金を活用し、阪大微研、OIRCID等の関係機関と連携しながら、下水における各種病原体の挙動モニタリング及び病原体のフルゲノム解析等を実施し、下水サーベイランスの有効性を検証した。

(12) 職員の能力向上に向けた取組【Ⅲ】

- ・職員採用については、令和7年度研究職2名（任期付き研究員を含む）及び事務職2名を採用した。
- ・職階別研修として管理職研修及び新規採用職員研修を大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所と合同で実施した。
- ・人事評価制度について、令和7年度から評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、各課における課題等の把握や上司の意識改革を促すとともに、職員表彰等規程に基づき優秀職員等の表彰を実施した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- ・令和7年4月に健康危機管理監を設置し、健康危機管理に関する対策が効果的に推進されるよう業務執行体制を再編するとともに、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、令和8年3月に関係機関5者間で協定を締結するなど、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだ。
今後、協定も踏まえ、感染症等の健康危機管理体制のさらなる充実・強化を図られたい。
- ・人事評価制度について、令和7年度から評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、各課における課題等の把握や上司の意識改革を促すなどした。
今後も、業務の効率化や職員の能力・勤務意欲の向上に資する取組に努められたい。

2-6 「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

3項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(13) 財務内容の改善 に関する目標を達成す るためとるべき措置	—	—	★	—	—
(14) 安全衛生管理対 策など	—	—	★	—	—
(15) 施設及び設備機 器の活用及び整備	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。() は小項目評価の番号

(13) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置【Ⅲ】

- ・効率的な予算執行に努めるとともに、売却可能な不用物品は積極的に入札等の方法により売却するなど、収入の確保にも取り組んだ。
- ・全職員を対象として経営指標を用いた財務分析に関する会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図った。

(14) 安全衛生管理対策など【Ⅲ】

- ・産業医による健康相談や研修を実施し、快適な職場環境の形成を図るとともに、コンプライアンスや研究活動における不正防止について研修を実施した。
- ・環境への負荷低減を図るため、法人環境方針に基づき各種数値目標を設定し、概ね達成した。

(15) 施設及び設備機器の活用及び整備【Ⅲ】

- ・ 機器整備計画に基づき機器更新を行い、検査・研究部門の機能強化を図った。
- ・ 大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類を共用するなど有効に活用した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

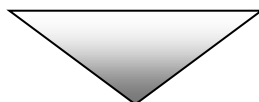
- ・ 効率的な予算執行に努めるとともに、収入の確保にも取り組んだ。
- ・ 快適な職場環境の形成を図るとともに、コンプライアンスや研究活動における不正防止について研修を実施しており、引き続き取組を進められたい。また、防火・防災をはじめとした安全管理についても、特段の配慮をされたい。
- ・ 機器整備計画に基づき機器更新を行い、検査・研究部門の機能強化に取り組んだ。
- ・ 職員のコスト意識向上や収入確保などに取り組み、地方独立行政法人の特性を活かした効率的・効果的な財務運営に努められたい。

3 全体評価

[1] 評価結果と判断理由

- 令和7事業年度の業務実績に関する評価については、5ページから 17 ページに示すように、「試験検査機能の充実」、「調査研究機能の充実」、「研修及び感染症情報の収集等」、「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」、「業務運営の改善」「財務その他業務運営に関する重要事項」の全ての大項目について、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。
- 以上の大項目評価等の結果を踏まえ、令和7事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」とした。

試験検査機能の充実 (5 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
調査研究機能の充実 (7 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
研修及び感染症情報の 収集等 (9 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
地方衛生研究所の広域 連携及び特に拡充すべ き機能 (11 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
業務運営の改善 (14 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり
財務その他業務運営に 関する重要事項 (16 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善 事項あり



<全体評価の評価結果>

「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」

[2] 評価にあたっての意見、指摘等

令和7年度は、2025 大阪・関西万博開催期間中において、感染症媒介蚊サーベイランスや食品衛生検査、さらには大阪府、大阪市及び国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営するなど、感染症対策の強化を図り、安全な万博の開催に寄与した点を評価する。加えて、会場内におけるレジオネラ属菌検出事案に際し、2025 年日本国際博覧会協会に対して適切な検査法等について助言するとともに、検査を実施し、早期の事業再開に貢献した点も評価する。さらに、下水サーベイランスにより各種病原体の検出及び変動のモニタリングに努めた。

組織体制に関しては、健康危機管理監の設置、そして感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、令和8年3月に関係機関5者間で協定を締結するなど、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだことを評価する。

今後は、万博で得られた知見や経験を踏まえ、組織体制の強化及び関係機関との連携体制構築の成果を活かしつつ、新たな感染症サーベイランス手法の確立やリスク評価体制の整備など、今後、発生が想定される新興・再興感染症等の新たな健康危機事象に備えた取組を推進するこ

とが重要である。

上記取組を進めるにあたっては、行政はもとより府民等に対して、適時・適切な情報を発信するとともに、公衆衛生に係る技術的かつ専門的な機関としての役割を果たすことで、西日本の中核となる地方衛生研究所を目指していただきたい。